

法学分野の参照基準検討分科会（第1回）議事要旨

1. 日時 平成23年3月8日（火） 17:00～19:00
2. 場所 日本学術会議5階 5-A会議室(1)
3. 出欠 (出席9名) 浅倉委員、淡路委員、河野委員、廣渡委員、浦川委員、
寺田委員、河合委員、広田委員、北村委員
(欠席7名) 吾郷委員、池田委員、磯村委員、井田委員、井上委員、
辻村委員、長谷部委員
(オブザーバー1名)
大学教育の分野別質保証の在り方検討委員会 北原委員長

4. 議事

- (1) 開会 世話人からの挨拶（淡路委員）
- (2) 委員の自己紹介
- (3) 役員の選任

○互選による委員長の選出、委員長による副委員長・幹事の指名を行った。

委員長：河野委員 副委員長：井上委員 幹事：河合委員、浅倉委員

- (4) 役員の挨拶
- (5) 法学分野の参照基準の策定について

①説明

- ・参照基準のサンプル（教育学）について（広田委員）
- ・参照基準の考え方について（北原委員）
- ・法学分野の参照基準の策定について（河合幹事）

②意見交換

- 大学が抱えている構造的問題があり、法学教育特有の構造的問題もある。法科大学院という制度が理想通り進まない状態で、学部教育との関係性やそれぞれの役割あるいは質の保証についてどの大学も問題を抱えている。
- 最初は色々な角度から議論をし、夏前までには2～3回の会議を通して基本的な方向性を定め、コアになる考え方を纏めていきたい。
- そもそもこういう纏め方が妥当なのかという問題もあり、池田委員がこういうアプローチに対して批判的な立場をとっているようなので意見を聞きたい。
- 法科大学院は試験科目にシフトしてしまい、基礎的なことに対して問題関心が薄い。基礎的な能力がつかないまま実務家になってしまうという危うさを感じる。
- 参照基準は学力の最低水準を設定するものではなく、むしろ独自の教育改善を促す基礎資料として使えるものにしていきたい。
- 法律学とはどういう目的を持っているのか、あるいは法律学の対象とする範囲

は何かを明らかにする。日本の格差的大学構造の中では最低水準を定めることは難しい。

○高校までは法律学は基本的に学ばないので、どの大学の学生も最初は同じラインから始まる。また初等中等教育における法学教育の問題もあるので、その方面のヒアリングやアンケートも必要になる。